釧路市工事請負業者選定事務処理要領の事務手続きについて

令和８年９月２８日

第３条（工事種別）関係

１　本市が発注する工事種別と建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「業法」という。）別表に定める建設業許可工事との区分は次のとおりとする。なお、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事業の許可を受けている者は、本市の工事種別である土木工事業、建築工事業のどちらかを選択して申請しなければならない。

釧路市工事種別	法別表に定める工事（建設業許可工事）
土　　木	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、解体工事業
建　　築	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、解体工事業
舗　　装	ほ装工事業
電　　気	電気工事業、電気通信工事業、消防施設工事業
管　設　備	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業
水　道　設　備	水道施設工事業
機　械　設　備	機械器具設置工事業、清掃施設工事業
塗　　装	塗装工事業
造　　園	造園工事業

第５条（資格審査申請）関係

１　審査申請書に第５条各号に規定する書類が添付されていないときは、当該申請書等は受理しないものとする。また、登録期間における委任状（以下「委任状」という。）を提出しようとする場合、委任先が業法第３条第１項に規定する許可を有していなければ委任状は受理しないものとする。

第９条（入札参加資格者の認定）関係

１　総合数値は、審査基準日の直前に受けた建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査の結果（以下「経審結果」という。）に基づく客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）に市発注工事を受注したときの工事成績の結果等に基づく主観的事項について算定した点数（以下「主観点数」という。）を加えて算定するものとする。

２　客観点数の算定

次の各号により算定された点数を次の式に当てはめて算定した点数を客観点数とする。

（客観点数）＝ 0.25X_1 ＋ 0.15X_2 ＋ 0.2Y ＋ 0.25Z ＋ 0.15W

(1) 経営規模

ア　経審結果に記載されている直前２年又は３年の各営業年度の工事種別ごとの年間平均完成工事高に応じた別表１に掲げる点数とする。ただし、申請工種に複数の工事種別の年間平均完成工事高があるときは、対象となる工事種別の年間平均完成工事高を合算した数により算出する。(X_1)

イ　経審結果に記載されている経営規模評点とする。(X_2)

(2) 経営状況分析

経審結果に記載されている経営状況評点とする。(Y)

(3) 技術力

経審結果に記載されている技術職員数を次の式に当てはめて算出した数(以下「技術職員評点」という。)に応じた別表２に掲げる点数に４を乗じて得た点数と元請完工高に応じた別表３に掲げる点数を合算し、５で除して得た点数を技術力評点とする。 ただし、申請工種に複数の工事種別の技術職員及び元請完工高があるときは、対象となる工事種別の技術職員を合算した数及び元請完工高を合算した数により算出する。(Z)

（技術職員数値）＝ G1×6 ＋ G2×5 ＋ G3×4 ＋ G4×3 ＋ G5×2 ＋ G6×1

G1:一級監理受講者の人数

G2:一級技術者であって一級監理受講者以外の者の人数

G3:監理技術者補佐の人数

G4:基幹技術者であって一級技術者以外の者の人数

G5:二級技術者の人数

G6:その他の技術者の人数

(4) その他(社会性等)

申請書等を申請する日の直前に受けた経審結果に記載されているその他の審査項目(社会性等)の評点の点数とする。(W)

３　主観点数の算定

次の各号により算定された点数を合算した点数を主観点数とする。

(1) 工事成績、請負金額

次により算定して得た数を合算した数を点数とする。ただし、合算した点数が５０点を超える場合は５０点とする。

ア　釧路市請負工事成績評定要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき評定された工事(以下「対象工事」という。)の成績評定(以下「評定」という。)点数から成績評定基準点(７５点)を減じて得た点数。

イ　対象工事の請負金額を５００万円で除して得た点数。この場合において、小数点以下の端数は切り捨てるものとする。

ウ　前ア及びイにおいて、対象工事が複数ある場合は、工事毎に算定するものとする。

(2) 社会貢献等

次のアからチのいずれかに該当する場合、その項目ごとに定められた点数を合算した点数とする。

ア　過去２ヶ年度に釧路市優良施工事業者表彰を受賞したことがある。（各年度毎に＋１０点）

イ　釧路市の除雪業務を受託している。

なお、次により算定して得た数を合算した数を点数とし、合算した点数が４０点を超える場合は４０点とする。

①申請年度又は申請年度の前年度に除雪業務を受託している。（＋５点）

②長期間継続して除雪業務を受託している。（２ヶ年以上５ヶ年未満＋２点、５ヶ年以上１０ヶ年未満＋５点、１０ヶ年以上＋１０点）

③申請年度及び申請年度の前年度２ヶ年継続して車道（１級）の除雪業務を受託している。（＋１５点）

④申請年度及び申請年度の前年度２ヶ年継続して車道（２級）の除雪業務を受託している。（＋５点）

⑤申請年度及び申請年度の前年度２ヶ年継続して歩道の除雪業務を受託している。（＋３点）

⑥除雪センターの業務を幹事会社として運営している。（＋１０点）

ただし、上記業務を共同企業体又は団体等のみで受託している場合の点数は、１５点は８点、１０点は５点、５点は３点、３点は２点、２点は１点とする。

ウ　公営住宅、上下水道関係の夜間休日修繕等当番業務を申請の前年度、前々年度の２ヶ年継続して実施した。（公営住宅、上水道、下水道で各＋５点）

エ　釧路市消防団員を雇用している。（１人につき＋５点、上限１０点）

オ　申請年度において、釧路市又は釧路市公営企業管理者と災害協定を締結している。

なお、所属している団体等が締結している場合も含む。（各＋５点）

カ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に定められた法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用している。（超過分１人につき＋５点、０．５人につき＋３点。ただし、重度障害者の場合は１人の雇用につき２人として計算する。１０点を上限とする。）

キ　育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）により義務付けられた範囲を超える育児休業制度を導入している。（＋５点）

ク　労働安全衛生マネジメントシステムを取得している。（＋３点）

ケ　北海道環境マネジメントシステムスタンダード、北海道グリーン・ビズ認定制度のいずれかを取得している。（＋３点）

コ　「ゼロカーボン・チャレンジャー」の登録を受けている。（＋３点）

サ　審査基準日の直前２年間に、釧路市内において企業活動の一環として、地域に貢献するボランティア活動を実施した。ただし、金員、物品の寄附行為は除く。（活動１事業につき＋２点。６点を上限とする）

シ　法務省釧路保護観察所に協力雇用主として登録している。（＋３点）

さらに、協力雇用主として登録しており、かつ、審査基準日の直前２年間に保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を同一人で３か月以上雇用した実績がある場合。（＋２点）

ス　申請年度又は申請年度の前年度にくしろ男女いきいき参画表彰を受賞したことがある。（＋５点）

セ　建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の事業者登録をしている。（＋５点）

ソ　パートナーシップ構築宣言を登録している。（＋３点）

タ　３５歳未満の社員を審査基準日の前日を含め５年以上雇用している。（１人につき＋５点、１０点を上限とする）

チ　次の資格を有する女性の技術者、技能者を審査基準日の前日を含め１年以上雇用している。（１人につき＋５点、１０点を上限とする）

①建設業法第７条第２項に規定する要件を満たしている者

⑶ 共同企業体の場合の算定方法

ア　釧路市建設工事共同企業体の運用基準（以下「基準」という。）第２条第３項第１号に規定する甲型共同企業体の構成員の場合、第１号アの点数は、当該共同企業体の点数とし、第１号イの請負金額は、当該共同企業体のが請負金額に算定対象である構成員の出資率を乗じて得た金額とする。

イ　基準第２条第３項第２号に規定する乙型共同企業体の構成員の場合、第１号アの点数は、要綱第６条の規定に基づく点数とし、第１号イの請負金額は、算定対象である構成員の出資額とする。

⑷ 市長が都度資格審査を行う場合における主観点数の取扱い

処理要領第４条第２項の規定に基づき市長が都度資格審査を行う場合における主観点数の算定については、当該審査の直前に実施した処理要領第４条第１項の規定に基づく資格審査における主観点数算定各項目の年度を算定対象年度として算定する。

４　第４項に規定する資格決定通知書及び参加資格がないと決定した者への通知は、申請書等の提出した年度内に送付するものとする。

第１１条（変更等の届出）関係

１　第７号に該当する場合は、次のとおりとする。

⑴ 認定者の有する権利を承継したもの（以下「認定承継者」という。）は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合において、入札に参加しようとするときは、市長に入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

ア　認定者の有する権利が相続又は譲渡により移転された場合

イ　認定者たる企業が合併又は分割された場合

ウ　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）の規定に基づき設立された中小企業団体である認定者がその構成員を変更した場合

⑵ 前項のアからウまでに基づく申請は、申請書並びに変更の届出に加え、継承が立証される書類及び要領第５条に掲げる書類を添付のうえ申請しなければならない。

⑶ 前項に基づく申請を受けたときは、これを審査し、認定継承者に係る資格の有無を決定するとともに、その決定について要領第９条第３項の規定により通知するものとする。なお、審査については、要領第８条の規定を準用する。

ただし、認定継承者が、参加資格を有していない場合は要領第２条第１号の規定を、新設の場合は同条第１号から第４号の規定をそれぞれ除外する。

第１３条(指名基準)関係

１　第３号に掲げる留意事項の具体的内容は、次のとおりとする。

留　意　事　項	具　体　的　内　容
(1) 不誠実な行為の有無	○　以下の事項に該当するときは、指名しないこと。 (1) 釧路市建設協議会運営要綱第３条第４項第１号の規定に基づく指名停止期間中であること。 (2) 釧路市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
	ア　工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ　一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請関係が特に不適切であることが明確であること。
(2) 客観的事項の審査基準日以降における経営状況	○　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。 なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。
(3) 主観的事項の審査基準日以降における工事成績	○　以下の事項に該当するときは、上位等級に指名(いわゆる「飛び級指名」)することができる。 「釧路市建設工事優良施工業者表彰要綱」の規定に基づく優良施工業者表彰者は、受賞した翌年度の１年間において、当該被表彰者の等級より直近上位の等級への指名をすることができる。
(4) 当該工事に対する地理的条件	○　本店、支店又は営業所の所在地及び釧路市内又は管内での工事実績から見て、当地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施工できる体制が確保できるかを総合的に勘案すること。
(5) 手持ち工事の状況	○　本地域における工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

(6) 当該工事施工についての技術的適正	○　以下の事項に該当するかを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 発注予定工種に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
(7) 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況	○　以下の事項に該当するかを総合的に勘案すること。 (1) 釧路市又は他官公庁発注工事において、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 釧路市発注工事において、過去２年間に死亡者の発生及び休業８日以上の負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
(8) 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況	○　以下の事項に該当するかを総合的に勘案すること。 (1) 賃金不払に関する厚生労働省等からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰等を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

別表1（完成工事高評点　X1）

（単位：億円）

年間平均完成工事高	評点X1
2,000　～	2,309
1,500　～ 2,000　未満	2,309
1,200　～ 1,500　未満	2,309
1,000　～ 1,200　未満	2,309
800　～ 1,000　未満	114×K/20,000,000+1,739
600　～ 800　未満	101×K/20,000,000+1,791
500　～ 600　未満	88×K/10,000,000+1,566
400　～ 500　未満	89×K/10,000,000+1,561
300　～ 400　未満	89×K/10,000,000+1,561
250　～ 300　未満	75×K/5,000,000+1,378
200　～ 250　未満	76×K/5,000,000+1,373
150　～ 200　未満	76×K/5,000,000+1,373
120　～ 150　未満	64×K/3,000,000+1,281
100　～ 120　未満	62×K/2,000,000+1,165
80　～ 100　未満	64×K/2,000,000+1,155
60　～ 80　未満	50×K/2,000,000+1,211
50　～ 60　未満	51×K/1,000,000+1,055
40　～ 50　未満	51×K/1,000,000+1,055
30　～ 40　未満	50×K/1,000,000+1,059
25　～ 30　未満	51×K/500,000+903
20　～ 25　未満	39×K/500,000+963
15　～ 20　未満	36×K/500,000+975
12　～ 15　未満	38×K/300,000+893
10　～ 12　未満	39×K/200,000+811
8　～ 10　未満	38×K/200,000+816
6　～ 8　未満	25×K/200,000+868
5　～ 6　未満	25×K/100,000+793
4　～ 5　未満	34×K/100,000+748
3　～ 4　未満	42×K/100,000+716
2.5　～ 3　未満	24×K/50,000+698
2　～ 2.5　未満	28×K/50,000+678
1.5　～ 2　未満	34×K/50,000+654
1.2　～ 1.5　未満	26×K/30,000+626
1　～ 1.2　未満	19×K/20,000+616
0.8　～ 1　未満	22×K/20,000+601
0.6　～ 0.8　未満	28×K/20,000+577
0.5　～ 0.6　未満	16×K/10,000+565
0.4　～ 0.5　未満	19×K/10,000+550
0.3　～ 0.4　未満	24×K/10,000+530
0.25　～ 0.3　未満	13×K/5,000+524
0.2　～ 0.25　未満	16×K/5,000+509
0.15　～ 0.2　未満	20×K/5,000+493
0.12　～ 0.15　未満	14×K/3,000+483
0.1　～ 0.12　未満	11×K/2,000+473
～ 0.1　未満	131×K/10,000+397

K:年間平均完成工事高
（千円単位:千円未満切り捨て）

評点に小数点以下の端数がある場合は
切り捨て

別表2（技術職員数評点）

技術職員数値		評点
15,500 ～		2,335
11,930 ～	15,500 未満	62×K/3,570+2,065
9,180 ～	11,930 未満	63×K/2,750+1,998
7,060 ～	9,180 未満	62×K/2,120+1,939
5,430 ～	7,060 未満	62×K/1,630+1,876
4,180 ～	5,430 未満	63×K/1,250+1,808
3,210 ～	4,180 未満	63×K/970+1,747
2,470 ～	3,210 未満	62×K/740+1,686
1,900 ～	2,470 未満	62×K/570+1,624
1,460 ～	1,900 未満	63×K/440+1,558
1,130 ～	1,460 未満	63×K/330+1,488
870 ～	1,130 未満	62×K/260+1,434
670 ～	870 未満	63×K/200+1,367
510 ～	670 未満	62×K/160+1,318
390 ～	510 未満	63×K/120+1,247
300 ～	390 未満	62×K/90+1,183
230 ～	300 未満	63×K/70+1,119
180 ～	230 未満	62×K/50+1,040
140 ～	180 未満	62×K/40+984
110 ～	140 未満	63×K/30+907
85 ～	110 未満	63×K/25+860
65 ～	85 未満	62×K/20+810
50 ～	65 未満	62×K/15+742
40 ～	50 未満	63×K/10+633
30 ～	40 未満	63×K/10+633
20 ～	30 未満	62×K/10+636
15 ～	20 未満	63×K/5+508
10 ～	15 未満	62×K/5+511
5 ～	10 未満	63×K/5+509
	5 未満	62×K/5+510

K:技術職員数値

評点に小数点以下の端数がある場合は切り捨て

別表3（元請完成工事高評点）

（単位：億円）

元請完成工事高				評点
1,000	～			2,865
800	～	1,000	未満	119×K/20,000,000+2,270
600	～	800	未満	145×K/20,000,000+2,166
500	～	600	未満	87×K/10,000,000+2,079
400	～	500	未満	104×K/10,000,000+1,994
300	～	400	未満	126×K/10,000,000+1,906
250	～	300	未満	76×K/5,000,000+1,828
200	～	250	未満	90×K/5,000,000+1,758
150	～	200	未満	110×K/5,000,000+1,678
120	～	150	未満	81×K/3,000,000+1,603
100	～	120	未満	63×K/2,000,000+1,549
80	～	100	未満	75×K/2,000,000+1,489
60	～	80	未満	92×K/2,000,000+1,421
50	～	60	未満	55×K/1,000,000+1,367
40	～	50	未満	66×K/1,000,000+1,312
30	～	40	未満	79×K/1,000,000+1,260
25	～	30	未満	48×K/500,000+1,209
20	～	25	未満	57×K/500,000+1,164
15	～	20	未満	70×K/500,000+1,112
12	～	15	未満	50×K/300,000+1,072
10	～	12	未満	41×K/200,000+1,026
8	～	10	未満	47×K/200,000+996
6	～	8	未満	57×K/200,000+956
5	～	6	未満	36×K/100,000+911
4	～	5	未満	40×K/100,000+891
3	～	4	未満	51×K/100,000+847
2.5	～	3	未満	30×K/50,000+820
2	～	2.5	未満	35×K/50,000+795
1.5	～	2	未満	45×K/50,000+755
1.2	～	1.5	未満	32×K/30,000+730
1	～	1.2	未満	26×K/20,000+702
0.8	～	1	未満	29×K/20,000+687
0.6	～	0.8	未満	36×K/20,000+659
0.5	～	0.6	未満	22×K/10,000+635
0.4	～	0.5	未満	27×K/10,000+610
0.3	～	0.4	未満	31×K/10,000+594
0.25	～	0.3	未満	19×K/5,000+573
0.2	～	0.25	未満	23×K/5,000+553
0.15	～	0.2	未満	28×K/5,000+533
0.12	～	0.15	未満	19×K/3,000+522
0.1	～	0.12	未満	16×K/2,000+502
	～	0.1	未満	341×K/10,000+241

K:年間平均元請完成工事高
（千円単位:千円未満切り捨て）

評点に小数点以下の端数がある場合は
切り捨て